

業務の目的・意義

- 公共施設の老朽化等の課題の下、京田辺市が総合的・計画的なまちづくりを推進するための方策である、公共施設マネジメントの取組みの実効性を確保することを目的に、「PPP/PFI優先的検討指針」を策定し、優先的に公民連携による事業手法を検討するための基本的な考え方や手順等を示す。

京田辺市の現状とPPP/PFIの取組について

① 将来人口推計

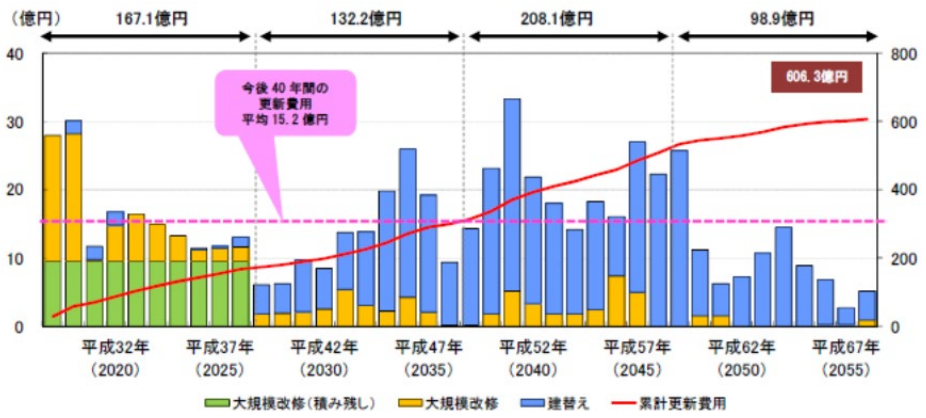
- 現在も増加傾向にあるが、令和7年をピークに減少に転じると見込まれている。

② PPP/PFIの取組み

- PPP/PFIの実績は、複数の公共施設に指定管理者制度を導入しているのみ。

③ 公共施設（建築物）の将来更新の推計

- 今後40年間の更新費は年平均で15.2億円と予想されている。



出典:京田辺市公共施設等総合管理計画

優先的検討規程の策定

- 市が優先的検討規程を策定するにあたって、①～③のとおり推進体制について助言を行い、市で決定の上、取組みを進めた。

	助言事項	決定事項
①	統括部署の設置	企画政策部企画調整室 (従前より公共施設マネジメント所管)
②	意思決定機関の設置	公共施設マネジメント推進会議
③	全庁横断的なワーキンググループの組成	PPP/PFI庁内研修会

- 「公共施設マネジメント推進会議」を3回、PPP/PFI庁内研修会を1回開催して、優先的検討規程の策定を検討した。

- 市における優先的検討規程の内容について、受託者において類似団体の事例を調査し、市に対して①～③をポイントとして助言した。

	ポイント	決定事項
①	統括部署と推進体制が規程に明記されていること	統括部署「公共施設マネジメント担当課(企画調整室)推進体制「公共施設マネジメント推進会議」
②	事業費の基準が地方公共団体規模に合ったものであること	設計・建設等の事業費総額 5億円以上 単年度の運営費 5,000万円以上
③	対象外とする事業を、必要以上に設けないこと	「道路及び河川の整備・維持管理並びに上下水道施設及び上下水道管路の整備・維持管理に関する事業」を追加

- 市への支援の過程から得られた知見の中から、他の地方公共団体における検討にあたっての留意点・課題等を①～②のとおり整理した。

①	公共施設等総合管理計画を中心とした公共施設マネジメントの取組みとも連動し、それらの実効性を確保する手立てとして、PPP/PFI手法を含む様々な選択肢の中から、適切な手法を選択する必要がある
②	地方公共団体の規模や状況に合わせた事業費基準及び対象外事業を設定する必要がある

田辺公園拡張整備事業に関する情報提供

①事業概要

- 障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく「農福連携」をテーマに、既存の「田辺公園」を拡張整備する
- 公園の魅力をさらに高めるため、民間事業者との連携による公園の管理・運営を検討しており、具体的な事業手法としてPark-PFI（公募設置管理制度）の活用が想定されている

②事業スケジュール

時 期	内 容
令和3年2月	国土交通省 近畿ブロックプラットフォームのサウンディングで民間事業者からの意見を聴取
令和3年度	国土交通省「先導的官民連携支援事業」に応募予定 → 民間事業者との連携の可能性を調査
令和3年度	公園の粗造成工事に着手
令和4～5年度	公園の整備工事
令和6年度	供用開始（民間事業者との連携部分と同時とするか未定）

③情報提供内容

①	都市公園の占用が可能な社会福祉施設について	「農福連携」の拠点として整備するための方策として、社会福祉施設との連携が想定されることから、都市公園法及び同法施行令により公園の占用が可能な社会福祉施設について整理した
②	全国のPark-PFI事業について	全国において、令和2年3月までに公募設置等指針（公募要項）等が公表されたPark-PFI事業の概要を調査した

PPP/PFI手法による学校給食センター整備・運営事業に関する調査

①調査の目的

- 人口20万人未満の地方公共団体では、PFI事業の全分野の中で、学校給食センター整備・運営事業に重点的に取り組んできている
- 人口20万人未満の地方公共団体がPFI事業に取り組む際の判断材料となるよう、学校給食センター整備・運営事業に関する情報整理を行った

②調査の実施

- **事前アンケートの実施 → 個別ヒアリングの実施**
PPP/PFI手法による学校給食センター整備（・運営）事業に参画した経験をもつ6事業者に対し、事前にアンケートを送付し回答を得たうえで、オンラインで個別にヒアリングを実施

③主な意見

項 目	内 容
参画可否の判断について	・事業スキームや条件などは定型化してきており、それらを理由に参画を断念した事例はほとんどない ・参画可能な供給食数の下限は、概ね4,000食程度である ・厨房機器メーカーが少なく、コンソーシアム組成のため早期に事業に関する情報を収集する必要がある
望ましい事業手法について	・4,000食程度の供給食数がある場合、PFI-BTO方式が適しているという意見と、DBO方式が適しているという意見に分かれた ・4,000食に満たない場合は、従来方式が適しているという意見と、PFI法によらないBTO方式が適しているという意見が出された
付帯事業の実施について	・衛生管理の観点から、多様な付帯事業を実施することは困難である ・食材の一次加工や、学童保育の昼食（弁当）調理など、学校給食センターにおける調理等の流れの中で実施できるものについては、実施の余地がある ・カフェ、食堂等の併設は、設備や人員、ノウハウが追加で必要になることや、事業性の観点から、困難である
官民の業務分担について	・定型化してきている内容で概ね差し支えない
感染症等のリスクについて	・一斉休校等による供給減の場合のパート従業員の人件費について、事業契約のあり方に留意が必要